

## 第6章 計画段階環境配慮書に対する国土交通大臣の意見と都市計画決定権者の見解

「環境影響評価法」（平成9年6月13日 法律第81号）第三条の六の規定に基づく環境の保全の見地からの国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解は表6-1に示すとおりです。

表6-1(1) 国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解

番号	国土交通大臣意見	都市計画決定権者の見解
1	<p>1. 対象事業実施区域の設定 今後の詳細なルート・構造の検討を踏まえた対象事業実施区域の設定に当たっては、入手可能な最新の文献その他の資料を踏まえ、環境の保全上重要と考えられる以下の区域について、事業の影響を極力回避・低減するよう検討すること。特に、以下の区域に複数該当する地域については十分配慮すること。</p> <p>① 学校、病院などの環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び集落 ② 八ヶ岳中信高原国定公園 ③ 鳥獣保護区 ④ 主要な河川、湖沼及び湧水群、並びに所沢水道水源保全地区等の主要な水源地 ⑤ 重要な地形及び地質 ⑥ 特定植物群落 ⑦ 自然環境保全基礎調査の現存植生図における植生区分が「自然植生」の区域、及び「代償植生」のうち自然林に近い植生の区域 ⑧ 主要な眺望点 ⑨ 北杜市景観計画における景観形成推進ゾーン ⑩ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場 ⑪ 史跡・天然記念物、埋蔵文化財等の歴史的文化的遺産</p>	<p>対応方針の決定後、長野県区間については、方法書P4-14に示すとおり、国土交通省、長野県、南佐久郡6町村で構成する「中部横断自動車道（長坂～八千穂）長野県区間に係る計画調整会議」（第1回：平成29年9月、第2回：平成30年7月）において検討した結果、方法書図4-3-6に示すとおり1kmルート帯を決定しました。事業実施区域の設定に当たっては、環境の保全上重要と考えられる対象について、実行可能な範囲内ができる限り回避又は低減しました。 今後の詳細なルートや構造の検討を踏まえ、事業実施区域の設定にあたっても同様に、環境の保全上重要と考えられる対象に配慮します。</p>

表 6-1(2) 国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解

番号	国土交通大臣意見	都市計画決定権者の見解
2	<p>2. 環境影響評価の項目の選定</p> <p>設定した対象事業実施区域又はその周囲において、上記の1. ①～⑪の重要な保全対象が存在する場合には、環境影響評価の項目の選定に当たって考慮するものとし、入手可能な最新の文献その他の資料を踏まえ、本事業に伴い影響を受けるおそれのある大気質、騒音、振動、水質、地形及び地質（地下水）、日照阻害、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場及び廃棄物等その他環境要素に係る項目から、環境影響評価の項目を適切に選定すること。</p>	<p>環境影響評価の項目は、事業特性及び重要な保全対象を含む地域特性を踏まえ、適切に選定しました。</p> <p>なお、本事業に伴い影響を受けるおそれのある項目として、大気質、騒音、低周波音、振動、水質、水象、地形及び地質、日照阻害、電波障害、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、文化財、廃棄物等を選定しました。（方法書第8章参照）</p>
3	<p>3. 各論</p> <p>今後の詳細なルート・構造の検討並びに上記の2. を踏まえた方法書以降の調査、予測及び評価に当たっては、以下について、特に留意すること。</p> <p>（1）動植物及び生態系</p> <p>重要な動植物や生態系への影響を可能な限り回避・低減するため、詳細なルート・構造の検討に関してこれらについて十分配慮するとともに、専門家等からの助言聴取を踏まえて調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、必要に応じて環境保全措置を検討すること。</p> <p>① 希少猛禽類の営巣中心域や高利用域といった繁殖に重要な地域への影響を可能な限り回避・低減するよう努めること。また、「猛禽類保護の進め方（改訂版）」や「サシバの保護の進め方」等を踏まえて調査、予測及び評価を実施すること。</p> <p>② 河川、湖沼及び湧水群等に生息・生育する重要な水生生物への影響を回避・低減するため、これらの生息・生育地の改変や水の濁り等が抑制できる位置・構造等を選定するよう努めること。</p> <p>③ 重要な動物及びその生息地への影響を回避・低減するため、重要な動物の生息地が分断されないよう橋梁等の構造を選定するよう努めること。</p> <p>また、詳細なルート・構造を踏まえて重要な動物の生息地が分断されるおそれがある場合は、当該区間において、これらへの影響の程度を考慮して、交差道路や水路等の機能回復のボックスカルバート、パイプカルバート等を設置する場合には重要な動物の選好性等を踏まえるとともに、動物専用の横断施設を設置する等、重要な動物の移動経路を確保するよう努めること。</p>	<p>方法書以降の調査、予測及び評価にあたっては、以下に示す内容に留意して実施します。</p> <p>（1）動植物及び生態系</p> <p>① 希少猛禽類の繁殖に重要な地域への影響を出来る限り回避・低減できるよう既存文献による生息情報をもとに、「猛禽類保護の進め方」や「サシバ保護の進め方」などを踏まえ現地調査を行い、営巣中心域や高利用域などへの影響を予測及び評価し、必要に応じて環境保全措置を検討します。</p> <p>② 河川、湖沼及び湧水群等に生息・生育する重要な水生生物への影響を出来る限り回避・低減できるよう、既存文献による生息情報をもとにした現地調査を実施し、詳細なルート・構造の検討にあたっては、生息・生育地の改変や水の濁りが出来る限り抑制できるよう検討します。また、必要に応じて環境保全措置を検討します。</p> <p>③ 重要な動物及びその生息地への影響を出来る限り回避・低減できるよう、既存文献による生息情報をもとに、現地調査を行い、詳細なルート・構造を検討します。ルート・構造の検討において、重要な動物の生息地が分断される恐れがある場合は、影響の程度を考慮し、必要に応じて動物の移動経路の確保などの環境保全措置を検討します。</p>

表 6-1(3) 国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解

番号	国土交通大臣意見	都市計画決定権者の見解
3	<p>(2) 景観</p> <p>八ヶ岳山系等の優れた眺望景観への影響を回避・低減するため、詳細なルート・構造の検討に当たっては、可能な限り定量的に眺望景観の変化の程度を把握し、専門家等の助言を踏まえ、調査、予測及び評価を実施すること。また、それらの結果を踏まえ、重大な環境影響が生じる地点を可能な限り回避するとともに、眺望景観に配慮した構造等を選定するよう努めること。特に、八ヶ岳中信高原国定公園からの眺望景観に十分配慮すること。</p> <p>(3) 水環境</p> <p>トンネル構造の区間を設ける場合には、地下水の坑内への流出やトンネル内への漏水等による周辺地域における水源等の減水や枯渇等への影響を回避・低減するため、水道や農業用水等の水源の位置及び使用状況を十分把握するとともに、必要に応じて理論モデルによる計算あるいは数値シミュレーションなどの手法により定量的な予測を実施すること。</p> <p>(4) 廃棄物等</p> <p>詳細なルート・構造の検討に当たっては、土地の改変の抑制や切土・盛土量のバランスを考慮し、発生土の運搬による周辺環境の影響を回避・低減に努めること。</p> <p>また、発生土の仮置き場を設置する場合は、必要に応じて行う環境保全措置の検討に当たって、その設置場所について、自然植生、動植物の重要な生息・生育地並びに土砂の流出があった場合に近傍河川等の汚濁のおそれがある区域や、レクリエーション利用の場や施設、住民の生活の場から見える場所を回避する等、周辺環境も含めて影響の回避・低減に努めること。</p>	<p>(2) 景観</p> <p>今後の詳細なルート・構造を検討するにあたっては、八ヶ岳中信高原国定公園をはじめとする八ヶ岳山系等の優れた眺望景観への影響を出来る限り低減させるため、既存文献等による主要な景観資源等に留意しながら、眺望景観の変化の程度を把握し、専門家等の助言を踏まえ、調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、必要に応じて環境保全措置を検討します。</p> <p>(3) 水環境</p> <p>今後の詳細なルートや構造を検討するにあたり、トンネル構造の区間を設ける場合には、水源等に対する地下水環境への影響に配慮します。また、今後の環境影響評価の手続において、地下水の影響を適切に把握するための調査を実施し、その結果を踏まえて、できる限り定量的な予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討します。</p> <p>(4) 廃棄物等</p> <p>詳細なルート・構造の検討に当たっては、土地の改変の抑制や切土・盛土量のバランスを考慮し、発生土の運搬による周辺環境の影響を回避・低減に努めます。</p> <p>また、発生土の仮置き場を設置する場合には、必要に応じて行う環境保全措置の検討に当たって、その設置場所について、自然植生、動植物の重要な生息・生育地並びに土砂の流出があった場合に近傍河川等の汚濁のおそれがある区域や、レクリエーション利用の場や施設、住民の生活の場から見える場所を回避する等、周辺環境も含めて影響の回避・低減に努めます。</p>